

厚生労働大臣の定める揭示事項

■基本診療料の施設基準に係る届出	・ 二次性骨折予防継続管理料 3
・ 医療DX推進体制整備加算	・ 下肢創傷処置管理料
・ 一般病棟入院基本料（急性期一般入院料 1）	・ 夜間休日救急搬送医学管理料の注 3 に掲げる救急搬送看護体制加算
・ 救急医療管理加算	・ 外来放射線照射診療料
・ 診療録管理体制加算 1	・ 外来腫瘍化学療法診療料 1
・ 医師事務作業補助体制加算 1（15対1）	・ 連携充実加算
・ 急性期看護補助体制加算（25対1）（看護補助者5割以上）	・ 外来腫瘍化学療法診療料の注 9 に規定するがん薬物療法体制充実加算
・ 看護職員夜間配置加算16対1配置加算 1	・ ニコチン依存症管理料
・ 急性期看護補助体制加算 夜間急性期看護補助体制加算（100対1）	・ 開放型病院共同指導料
・ 看護職員処遇改善評価料59	・ がん治療連携計画策定料
・ 療養環境加算	・ 外来排尿自立指導料
・ 重症者等療養環境特別加算（個室・2人床）	・ 肝炎インターフェロン治療計画料
・ 無菌治療室管理加算 1	・ 薬剤管理指導料
・ 無菌治療室管理加算 2	・ 医療機器安全管理料 1
・ 緩和ケア診療加算	・ 医療機器安全管理料 2
・ 栄養サポートチーム加算	・ 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注 2
・ 医療安全対策加算 1	・ 在宅療養後方支援病院
・ 感染防止対策加算 1	・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する遠隔モニタリング加算
・ 患者サポート体制充実加算	・ 持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連続式グルコース測定
・ 褥瘡ハイリスク患者ケア加算	・ 遺伝学的検査の注 1 に規定する施設基準
・ 後発医薬品使用体制加算 1	・ 染色体検査の注 2 に規定する基準
・ バイオ後続品使用体制加算	・ 骨髄微小残存病変量測定
・ 病棟薬剤業務実施加算 1	・ B R C A 1 / 2 遺伝子検査
・ 病棟薬剤業務実施加算 2	・ H P V 核酸検出及びH P V核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
・ データ提出加算	・ 検体検査管理加算（IV）
・ 入退院支援加算 1	・ 遺伝カウンセリング加算
・ 認知症ケア加算	・ 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
・ せん妄ハイリスク患者ケア加算	・ ヘッドアップティルト試験
・ 精神疾患診療体制加算	・ ロービジョン検査判断料
・ 排尿自立支援加算	・ コンタクトレンズ検査料 1
・ 特定集中治療室管理料 3	・ 画像診断管理加算 2
	・ 遠隔画像診断
■特掲診療料の施設基準に係る届出	・ C T 撮影及びMR I 撮影
・ 外来栄養食事指導料の注 2	・ C T 撮影及びMR I 撮影
・ 心臓ペースメーカー指導管理料の注 5 に規定する遠隔モニタリング加算	・ C T 撮影及びMR I 撮影
・ 糖尿病合併症管理料	・ 冠動脈C T 撮影加算
・ がん性疼痛緩和指導管理料	・ 心臓MR I 撮影加算
・ がん患者指導管理料イ	・ 乳房MR I 撮影加算
・ がん患者指導管理料ロ	・ 小児鎮静下MR I 撮影加算
・ がん患者指導管理料ハ	・ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算
・ がん患者指導管理料ニ	・ 外来化学療法加算 1
・ 外来緩和ケア管理料	・ 無菌製剤処理料
・ 糖尿病透析予防指導管理料	・ 心大血管疾患リハビリテーション料（I）
・ 婦人科特定疾患治療管理料	・ 脳血管疾患等リハビリテーション料（III）
・ 一般不妊治療管理料	・ 運動器リハビリテーション料（I）
・ 生殖補助医療管理料 1	・ 呼吸器リハビリテーション料（I）
・ 二次性骨折予防継続管理料 1	・ がん患者リハビリテーション料

・ 静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）	・ 腎悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法
・ エタノールの局所注入（甲状腺）	・ 腹腔鏡下腎盂形成手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
・ エタノールの局所注入（副甲状腺）	・ 膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道）
・ ストーマ合併症加算	・ 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
・ 皮膚悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算	・ 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
・ 組織拡張器による再建手術（乳房（再建手術）の場合に限る。）	・ 精巣内精子採取術
・ 緊急整復固定加算及び緊急挿入加算	・ 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
・ 椎間板内酵素注入療法	・ 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
・ 緑内障手術（緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用 眼内ドレーン挿入術）	・ 腹腔鏡下仙骨陰固定術
・ 鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）	・ 腹腔鏡下仙骨陰固定術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
・ 鏡視下喉頭悪性腫瘍手術	・ 腹腔鏡下腔式子宮全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
・ 上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）、下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）	・ 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
・ 頭頸部悪性腫瘍光線力学療法	・ 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに限る。）
・ 乳がんセンチネルリンパ節加算 1 及びセンチネルリンパ節生検（併用）	・ 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術
・ 乳がんセンチネルリンパ節加算 2 及びセンチネルリンパ節生検（単独）	・ 遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する乳房切除術に限る。
・ 乳腺悪性腫瘍手術（乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの）及び乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの））	・ 遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する子宮附属器腫瘍摘出術
・ ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）	・ 輸血管理料 I
・ 乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法	・ 輸血適正使用加算
・ 胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・ 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
・ 胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・ 麻酔管理料（I）
・ 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（区域切除で内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・ 麻酔管理料（II）
・ 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（気管支形成を伴う肺切除）	・ 放射線治療専任加算
・ 肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法	・ 外来放射線治療加算
・ 胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・ 高エネルギー放射線治療
・ 食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるもの）、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、等	・ 1 回線量増加加算
・ 経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）	・ 画像誘導放射線治療（IGRT）
・ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	・ 体外照射呼吸性移動対策加算
・ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー）	・ 定位放射線治療
・ 大動脈バルーンパンピング法（IABP法）	・ 定位放射線治療呼吸性移動対策加算
・ 腹腔鏡下リンパ節群郭清術（後腹膜）	・ 病理診断管理加算 2
・ 腹腔鏡下リンパ節群郭清術（傍大動脈）	・ 悪性腫瘍病理組織標本加算
・ 腹腔鏡下リンパ節群郭清術（側方）	・ 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
・ 内視鏡的逆流防止粘膜切除術	・ 入院ベースアップ評価料 6 4
・ 腹腔鏡下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併施するもの）	■先進医療に係る届出
・ 腹腔鏡下胃切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・ ギムシタピン静脈内投与、ナブパクリタキセル静脈内投与及びパクリタキセル腹腔内投与の併用療法 腹膜播種を伴う膵臓がん
・ 腹腔鏡下噴門側胃切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・ ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術
・ 腹腔鏡下胃全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・ 二段階胚移植術
・ 腹腔鏡下胃縮小術（スリーブ状切除によるもの）	・ 子宮内細菌叢検査 2
・ バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術	・ 膜構造を用いた生理学的精子選択術
・ 腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴うもの）	■その他
・ 胆管悪性腫瘍手術（膵頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うものに限る。）	・ 入院時食事療養／生活療養（I）
・ 腹腔鏡下肝切除術	
・ 腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術	
・ 腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	
・ 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術	
・ 腹腔鏡下直腸切除・切断術（切除術、低位前方切除術及び切断術に限る。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	
・ 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術	